

# 官製談合につながる重要事実を認定

9月27日、検察審査会の「不起訴不当」議決について、党議員団主催による報告会が開かれ、この課題で一致する議員から、口頭で、あるいは書面で「ともに頑張りましょう」などのメッセージが寄せられました。11人が参加。丸山光雄議員が会開あいさつを行いました。報告要旨を紹介します。

**検察審査会の的確な判断**  
検察審査会の議決を改めて読みなおしましたが、大変素晴らしい議決だと感じました。ページに沿って、みなさんと読み合わせながら、逐条的に私なりの解説をしたいと思えます。

マスコミ報道では不起訴不当の理由として「工務店が短期間のうちに大規模工事の入札に参加可能になり、安易に想像できない最低制限価格と同額で入札したことに不信感をもった」と書かれていますが、これは紙面等の関係で多くを書くことができず、中心点だけに留まったものと見られます。実は、百条委員会が認定したほぼ全てにわたり告発人主張の正当性や事実関係を肯定した上

で「不起訴不当」の議決を下しています。その詳しい内容を見ていきましょう。

**4人ともを不起訴不当に**  
被疑者4人とも全員を不起訴不当としました。

**偽証罪も**  
さらに、談合罪等に関し不起訴不当としたことの当然の帰結として、百条委員会での証言を偽証罪で甲良町議会が告発したことを検察が不起訴処分としたことに関しても、不起訴不当と議決しました。審査申立では議会の偽証罪告発に関する不起訴処分に対しては、審査申立の対象にしていなかったのです。いえ、これは議会の議決が必要なことから、できなかったと言った方が正確です。ところが、検察審査会は、偽証罪について申立ナシでも審査の対象にしたのです。これが「職権による審査」といいます。これは検察審査会が大変強い関心を抱いている証拠だと見ています。

**第1 被疑事実の要旨**  
百条委員会が指摘した内のほとんどの被疑事実を認定しました。これは読んでいて私たちが告発した文書なのかと思ってしまうぐらいです。以下の被疑事実を判断の基礎としたものです。元事務局長を含め、5人の「共謀の上」という事実。

## 入札結果表（入札額の高額順に並び替え）

（地域介護福祉空間施設および子育て支援センター建設工事）

	指名業者	入札額	比率 %	1億7840万に対する比率
6	(株) 辻正	1億7780万	99.887	99.66
5	(株) 土屋組滋賀彦根支店	1億7530万	98.483	98.26
4	(株) 長組	1億6500万	92.696	92.48
3	丸平建設(株) 滋賀支店	1億5700万	88.202	88.00
2	淀建設工業(株) 滋賀支店	1億5219万	85.500	85.30
<b>落札</b>	(株) 浜野工務店	1億5164万	85.191	<b>85.00</b>
失格	(株) マルヤマ甲良営業所	1億5150万	85.112	84.92
失格	辻寅建設(株) 彦根支店	1億5131万	85.005	84.81
失格	岐建(株) 滋賀支店	1億4780万	83.033	82.84
辞退	(株) 秋村組彦根支店			
取抜き	(株) 伊藤組			

公表予定価格は1億7,800万円（公表予定価格+40万円=1億7,840万円）  
失格=最低制限価格を下まわって入札した社  
比率=予定価格に対する比率  
最低制限価格は1億5,164万円

## 甲良民報

2012年10月21日 532号  
発行責任：日本共産党甲良町支部  
連絡：甲良町在土463（西澤）  
Tel.Fax38-4949

みなさんのお声・願いをお待ちしています 暮らし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123  
日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール [siga-koura463@jcp-nobuaki.com](mailto:siga-koura463@jcp-nobuaki.com) ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

「株式会社浜野工務店に落札させようと企て」たこと。

「同社の格付けを引き上げた上、同入札の指名業者に選定し」たこと。

その談合のやり取りを「甲良町議会事務局において」おこなったこと。

「予定価格の 85% を狙ってくる」「公表した予定価格にプラスされた 40 万円のこと他業者は知らない」「最低制限価格は町が公表しないから大丈夫」などの重要な 3 つの会話内容。

上記の会話内容を被疑者濱野圭市に「申し向け」たこと。

そして一番肝心な「本件工場の最低制限価格が事前に公表された予定価格の 1 億 7800 万円に 40 万円を加算した 1 億 7840 万円の 85% である 15164 万円である旨教示」するという談合罪の核心部分を判断材料に採用しました。これは上記の内容会話の真相を裏付け、また、会話がこの「教示」した事実を補強するという関係をズバリ認定したものです。

結論として「偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をした。」と認定しています。

「」～「」までは被疑者 4 人それぞれの偽証罪に関し、「自己の記憶に反する虚偽の陳述」によって偽証したことを認定しました。

## 第 2 検察審査会の判断

1、浜野工務店を A ランク工事に指名したことについて

### ランクアップが発端

「国交省通達に基づく事務手続きであり」と何の根拠も理由も検討しないまま野瀬主監の言い分を採用し、その結果「直ちに不起訴を不当とするものではない」と導いており、この判断は容認することができません。にもかかわらず、「事項以降の疑義により」として、「事務手続き」との相違・矛盾を率直に表明した上で、「そもそもランクアップさせたことが本件被疑事実の発端となるものとする」との判断を示しました。

### (浜野工務店以外の)業者に分からないような歩切り

2、予定価格漏洩(ろうえい)等について

(1)被疑者野瀬が「業者に最低制限価格を読まれないようにするため」という官製談合の核心部分での行政側の中心人物の意図を明確に認定した上で、「決済額を変更」したことも認定し、「従前の決定方法によらず」という事実関係についても百条委員会の決定を擁護しました。その上で「今回に限り意図的に業者に最低制限価格が分からないような歩切りをしたものと思われ」と判断しています。そして被疑者山崎がこの予定価格決定にどんな関与をしたのか明らかにすることを求め、「調書作成およびその秘匿についての責任を追及する必要がある」と検察に踏み込んだ捜査を求めています。

## 40 万円カットのからくりも

(2)工事入札の最低制限価格の設定が積算価格の 85% としたことを「地元企業の育成を目的」と単純に認めながらも(実際は「地元企業育成」は口実に過ぎないのだが)浜野工務店の次の 2 番札との差・「0.02% 安い入札金額を失格とすること」(表面の「入札結果表」を参照)がダンピングなどで適正な工事が行われぬ可能性があるなどという理由にはならないとして退け、被疑者野瀬の言い訳である「40 万円の歩切り」は「積算価格が安易に分からないようにしたという正当性の主張は、返って公平性及び経済性の侵害にしかなっていない」と断定しました。これは、行政が行う「入札」という行為が参加した業者全てが公平な競争と入札の結果得られるであろう「より安い価格」で請け負う業者に発注し、公金の節約を図る「経済性」を追求する「地方自治法」の要請を誠実に



に反映した判断と言えらると思います。  
「ついほんとうのことを・・・」裏づけ

(3)山口透に話し録音された事実を「よほどの身の危険を感じない以上、自己が犯罪となる重要な内容の発言はしないものと考え、その真実については疑問が残る」として、言ったかどうか判断が全くつかないという表現ではなく、「4 人しか、知らんこと」と録音されているのは被疑者野瀬が事実と違うことを口走ったと主張していることに「疑問が残る」と判断したのです。被疑者野瀬が「つい本当のことを言ってしまった」と明かした宮崎議員(当時)証言が真相なのだと確信を持たせてくれる部分です。

### 議会事務局での行為を批判

(4)議会事務局における会話を事実として認定したことは重要で、「そもそも決済事務に関与しない議員が事務局の事務手続きの詳細について疑問点も指摘せず問い合わせることが不自然である。」と厳しく、議長副議長の越権行為を指摘しています。

(5)「浜野工務店は、最終的には従前の工場の予定価格と落札価格から推測される落札率等により入札が行われたことは、供述調書上も明らかである。」

【次回に続く】